

アンチ・ドーピングに向けた取り組みについて

社団法人日本パワーリフティング協会（以下、本会という）は、平成22年に本会主催競技会においてドーピング違反が2件連続し発生するという、競技スポーツとして危機的事態に直面し、平成22年11月5日付け「アンチ・ドーピングに向けた緊急宣言」を行うとともに選手、役員が組織を挙げた普及啓発と公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下JADAという）等の協力を得つつドーピング撲滅に向けた諸施策を推進して参りました。

緊急宣言発出から2か年を経て、これまで選手・役員などのアンチ・ドーピング活動への理解と協力によりドーピング撲滅活動の定着化が図られた事に御礼申し上げます。

今後も、パワーリフティング競技及びすべてのスポーツの価値を否定するドーピングを根絶すべくアンチ・ドーピング活動の推進に向け、アンチ・ドーピングに向けた取り組みについて以下により実施致しますので関係各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 本会が主催する競技会に参加する競技者について、アンチ・ドーピング啓発に関する講習会受講を義務とする。**【注】参照**
2. 本会は、ドーピング違反の根絶に向け、普及啓発及び競技者支援に向けた情報提供等の一層の充実を図る。
3. 本会アンチ・ドーピング委員会及びスポーツ医科学委員会とJADA等と連携した、アンチ・ドーピングの啓発、推進に向けた諸施策を持続的に実施する。

【注】本会が実施するアンチ・ドーピング講習会及びJADAのRealwinner受講者に対し本会『受講済証』を発行する。

なお、受講済証の有効期間は受講年度を含む3か年度とする。

（選手登録と同様、当該年の4月から翌年3月までの年度で区切る。）

但し、緊急宣言発出後（平成22年度）受講者については、平成25年度末まで有効期間とする。

以上

平成24年11月 5日

社団法人日本パワーリフティング協会

会長 齋藤 浩